

19. 環境配慮指針 (飲食店、スナック、遊戯場、興行場)

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	焼却炉、ボイラー	悪臭	焼却炉、ちゅう房からの排気口・換気扇
水質汚濁	ちゅう房からの排水（油の流出）		
騒音振動	カラオケ、人の出入りに伴う騒音、嬌声、拡声器を用いた宣伝、楽器音、空調室外機、クーリングタワー		

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
大気汚染	ボイラー	大気汚染防止法
	廃棄物焼却炉	ダイオキシン類対策特別措置法
水質汚濁	飲食店に設置されるちゅう房施設	水質汚濁防止法
	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に設置されるちゅう房施設	
	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスさせるものに設置されるちゅう房施設	
	し尿処理施設	
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
振動	圧縮機	振動規制法、県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・ 駐車場を設置する場合は、当該駐車場を利用する自動車について、アイドリングストップを実施するよう御指導ください。（静岡県生活環境の保全等に関する条例第 105 条）
- ・ 静岡県生活環境の保全等に関する条例により、深夜（午後 11 時から翌日の午前 6 時）の静穏保持についての規定があるほか、飲食店営業等から発生する騒音（音響機器音、楽器音、その他客の出入りに伴う騒音等）に対する規制基準が定められています。深夜の静穏保持について、特に御配慮ください。
- ・ 屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声器を使用する場合は、静岡県生活環境の保全等に関する条例により使用制限が課せられるので、同条例に基づく遵守義務を確実に履行してください。（静岡県生活環境の保全等に関する条例第 76 条、同施行規則第 36 条）

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）